

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	水大気環境課	整理番号	3-3
許認可等の種類	指定調査機関の指定			
根拠法令条例等・条項	土壌汚染対策法第3条第1項			
許認可等の概要	法第3条第1項の指定は、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おとする者を指定する場合にあっては、都道府県知事がするものとする。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>1 土壌汚染対策法第31条及び第32条第1項</p> <p>2 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令(平成14年環境省令第23号)第2条</p> <p>3 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	-			